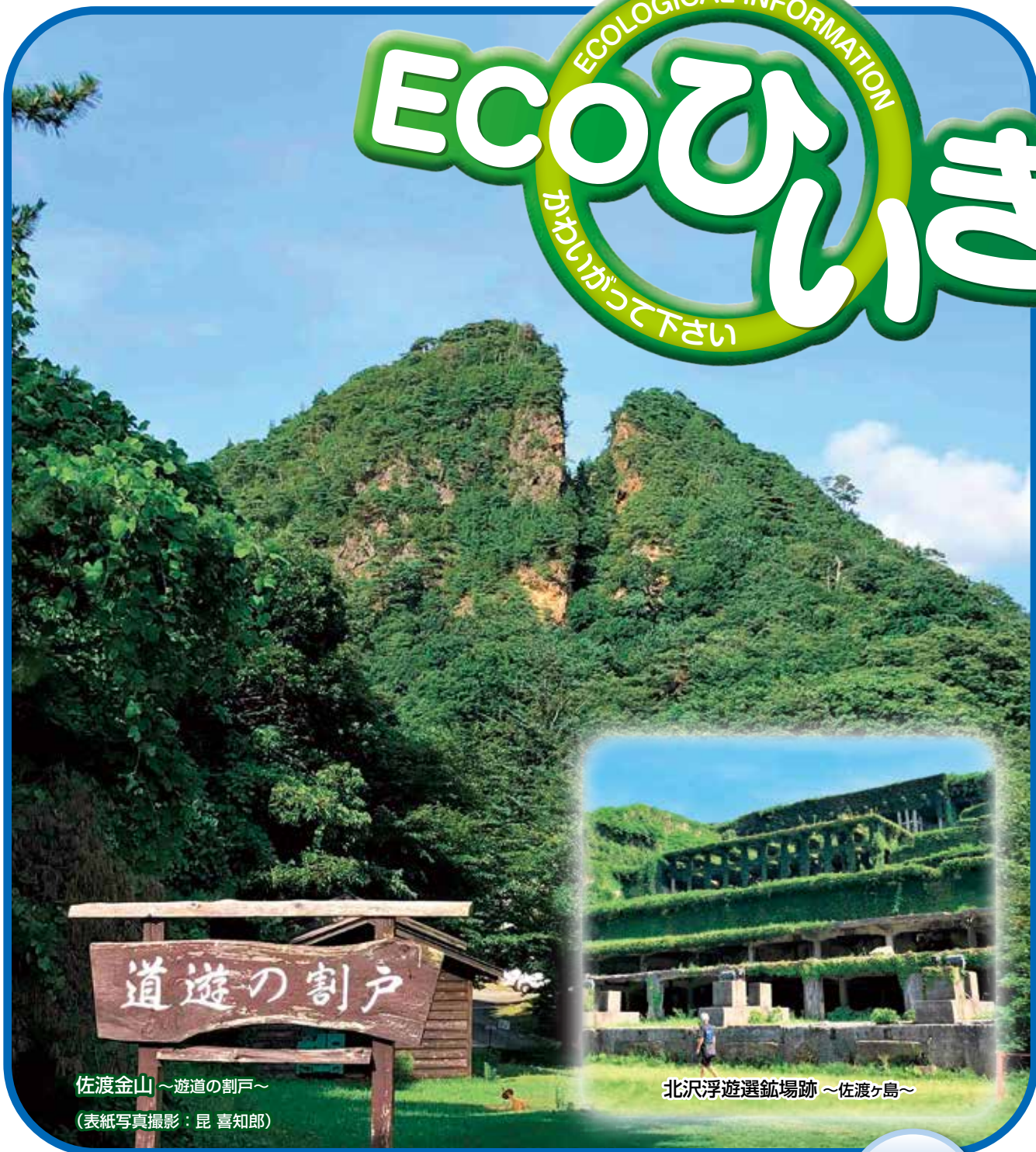


ECOひいき

ECOLOGICAL INFORMATION

かわしいがって下さい



佐渡金山 ～遊道の割戸～
(表紙写真撮影：昆 喜知郎)

北沢浮遊選鉢場跡 ～佐渡ヶ島～



一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所 情報誌

第 **52** 号
2024.7発行

もくじ CONTENTS

- p2 食物アレルギー表示物質に「くるみ」が追加されました
- p3 食品衛生法改正 漬物製造が「営業許可」必須となりました
- p4—p5 特集 労働安全衛生法の新たな化学物質規制
- p6 令和6年度 通常総会報告
- p7 第23回インハウスセミナーを開催しました
- p8 情報掲示板 こんなことしています

弥彦山 ～麓～

ガクアジサイ ～弥彦山～

食物アレルギー表示物質に

「くるみ」が追加されました



食品衛生課 田中 輔

2023年（令和5年）3月9日、消費者庁より食品表示基準の一部を改正する内閣府令が公表され、食物アレルギーの義務表示となる特定原材料に「くるみ」が追加されました。

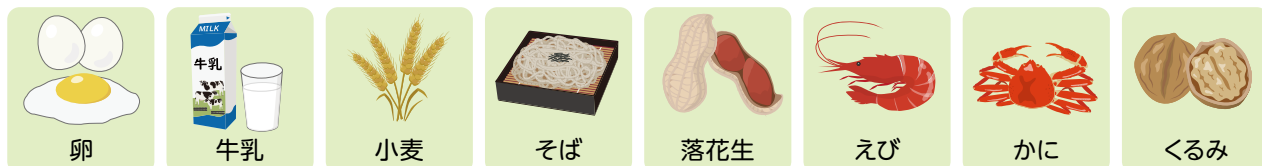
これにより、義務表示となる特定原材料は『卵・牛乳・小麦・そば・落花生・甲殻類（えび・かに）・くるみ』の8品目になりました。

特定原材料は、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い食品になります。

「くるみ」のアレルギー表示については、2025年（令和7年）3月31日までが猶予期間となっていますが、原材料に「くるみ」を使用している場合は速やかに正しく表示されることが望まれます。

弊所では、上記の「くるみ」を含めた特定原材料8品目について、通知法に基づくスクリーニング検査（エライザ法）をご用意しております。検査の内容など、何かご不明点がございましたら、まずはお気軽にご相談ください。

特定原材料8品目



柏崎食品衛生協会
長谷川利枝様より
提供していただきました。



「待つ人」

第71回 日府展(2024) 全日本美術新聞社賞受賞作品

食品衛生法改正

漬物製造が「営業許可」必須となりました

食品衛生課 鈴木 紀雄

2012年8月に北海道の食品会社で製造した「白菜の浅漬け」が原因で169名が発症、8名が亡くなるという大規模な食中毒（腸管出血性大腸菌O157）が起きました。

この事故がきっかけとなり、食品衛生法が改正され令和3年6月から、漬物を製造して販売する場合、「漬物製造業」の営業許可が必要となりました。

※漬物製造業とは、漬物を製造する営業または漬物と併せて漬物を原材料として調味加工した漬物加工品（高菜漬を使用した高菜漬け炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等）を製造する営業をいいます。

この営業許可を得るためには、厚生労働省令で定める施設基準を満たす必要があるため、これまで手作りで漬物を製造してきた個人や小規模な店舗などは、衛生的な専用の作業場を設けることや、手洗い専用の洗い場、結露やカビの発生を防ぐ換気設備など新たに多額の設備投資が必要になる場合もあり、漬物作りを諦めるなどの影響が広がっています。

道の駅や地場産の販売所などで販売している地元の伝統的な味、食の多様性を守りながら、食品衛生管理体制を強化・構築していくために、私たちはどうしたらサポートできるかを常に考えていきたいです。



小学生親子向けの勉強会を開催します

令和6年

7/26(金) 夏休み「食と環境」親子体験学習会

令和6年

7/30(火) 上川西農地・水・環境保全広域協定関係の勉強会

- 皆様の地域等でも「環境衛生」に関する勉強会はいかがですか
- 中央研究所にご相談ください





労働安全衛生法の新たな化学物質規制

試験検査部 石倉 透雄

2024年4月1日より、**新たな化学物質規制**が幾つか施行されています。その中より「化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化」と「不浸透性の保護具の使用義務化」等々をここでは簡単に取り上げます。

対象となる化学物質は年々増える、混合物まで考えれば最終的には対象でないものは稀？

化学物質といった言葉から、皆さんはどのようなものをイメージされますか？

液体の薬品・薬剤、例えばトルエン、酢酸エチル、その混合物のシンナーや硫酸、塩酸を思い浮かべる場合が多いのではないのでしょうか。

しかしながら、化学物質規制対象となるのは、液体のみではなく固体、気体も含まれます。そして、広い職種及び作業で対象となる化学物質が取り扱われているはずで。

一例をあげれば、規制対象である亜酸化窒素は常温常圧では気体で、冷媒やシリコンの酸化膜形成用などの用途に使用され、食品添加物として生クリームの製造にも用いられています（ふんわりした生クリームが簡単にできるそうです）。

対象となる化学物質の数は「職場のあんぜんサイト」表示・通知対象物質（ラベル表示・SDS交付義務対象物質）の一覧・検索によれば、2024年4月1日現在で896物質です。

※対象物質はこちら <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>
なお、年々対象物質は追加され近い将来には約3000物質が対象となる予定です。

事業者による自立的管理に向けた実施体制の確立が求められます（4月1日より）

対象となる化学物質を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、「**化学物質管理者**」の選任が義務化されました。

また、リスクアセスメント結果などに基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることも義務化されております。

なお、選任について掲示すること等による関係労働者への周知は必要ですが、選任届を労働基準監督署に提出する必要はありません。

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます (4月1日より)

保護具等の使用義務がある物質は1000物質以上ありますが、厚生労働省の不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト等により確認し、該当する物質を使用する場合は「**皮膚障害等防止用保護具**」を使用することになります。

※使用義務物質はこちら <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216989.xlsx>
この際に化学物質の種類や取扱い内容により、適切な保護具は異なりますので注意してください。

化学物質管理者に選任された皆様に

私は当所の化学物質管理者に選任されるにあたり、事前に講習に参加したのですが、管理者の職務の範囲の広さに呆然としました。

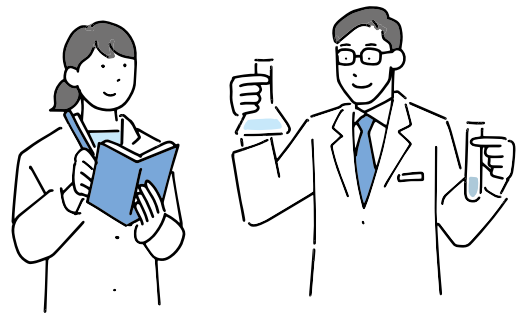
化学物質の管理、リスクアセスメント、記録の作成、教育等々、ひとりで実施できるのだろうか、気が重くなった次第です。

しかしながら、化学物質管理者は安全衛生管理組織の一員です。職務を遂行するために必要な権限は与えられますが、必ずしも自身で全てを実施することを求められている訳ではないと考えられます。

あくまでも、事業場全体で管理を進めていくものであると思います。

そして、専門的な知識が必要となったら外部の力を借りることもよいと思います。

その際に当所には、作業環境測定士、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家、労働衛生コンサルタント、オキュペイショナルハイジニストが在籍しておりますので、支援組織として是非ご利用頂ければと思います。



終わりに…

数万種類にのぼる国内で輸入、製造、使用されている化学物質による、労働災害やがん等の遅発性疾病を防止するために、新たな化学物質規制の仕組みが導入されることになりました。

労働安全衛生法施行令の改正で新たな「自律的な管理を基軸とする規制」がスタートし、管理体制とやるべきことは決められましたが、詳細については判りづらい点や事業者の判断によって決定する部分もあるように思います。

まずは、化学物質を長期間使用しても、作業者に悪い影響を及ぼさない環境や仕組みを作ること第一に考えて、管理を進めて頂きたいと思います。

令和6年度

一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所

通常総会報告



去る5月24日、令和6年度の通常総会をホテルニューオータニ長岡にて開催しました。COVID-19感染症5類移行後1年余、昨年に続き対面による開催となりました。

本総会では、総会員数60名のうち21名のご本人出席と38名の委任状提出をいただき、規約に従って成立となりました。当研究所理事長 郷周一の挨拶ののち、ご来賓の新潟県福祉保健部生活衛生課長 湯本様からご祝辞をいただきました。

議事では、規約により郷理事長を議長に選出し、第1号から第4号の議案として、令和5年度事業及び決算報告、令和6年度事業計画及び予算、第5号議案のその他事項が、順次、質疑応答され、各々、事務局案にてご承認をいただきました。さらに報告・連絡事項として、試験検査の品質保証への取り組み等が報告され、議長解任ののち、閉会しました。

その後の懇親会では、浅野理事の挨拶ののち、長岡市環境部長 佐山様、長岡労働基準監督副署長 加茂様から来賓ご祝辞をいただきました。大桃理事の乾杯の後、会員の皆様との異業種交流や情報交換の場として、そして往時を振り返る時として、和やかに過ごしていただいた後、理事機関の細川様ご挨拶をもって閉宴となりました。

ご多忙にも関わらず多くの方々にご出席いただき、お蔭様をもちまして総会を無事終えることができました。この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

専務理事 野口 修也



開催しました

所内勉強会であるインハウスセミナーを令和6年3月15日に開催しました。このセミナーは、各業務を担当する職員の知識・技術の研鑽や解説能力の向上を目的に年数回開催しており、毎回2つのテーマについて発表を行っています。

テーマ 1

有機フッ素化合物PFOS、PFOAの基本項目と実際の分析について

試験検査部 水道試験課 阿部 ふみ



昨今ニュースなどで見受けられるようになった難分解性の有機フッ素化合物PFAS、特にその中のPFOS、PFOAについて、基本的な物性や規制・基準、また当所にて実際に分析しているPFOS、PFOAの水質試験について発表いたしました。

国内の飲料水や環境水の水質試験において、水質管理目標設定項目や要監視項目へ定められており、昨年度には各水道事業体へ検査の確認及び報告に関する通達があるなど、関心が高まっております。そういったPFOA、PFOSをはじめとするPFASの水質試験について、なにかございましたらお気軽にご相談ください。

テーマ 2

呼吸用保護具のフィットテストについて

環境部 環境保全課 川上 沙絵

金属アーク溶接等作業に用いる呼吸用保護具のフィットテストが義務化されたことを受け、当所では短縮法（凝縮核計数法CNC）による定量的フィットテストを実施しています。今回のセミナーでは、短縮法をはじめとするフィットテストの方法や1年間実施してきたテストの事例等について発表しました。法改正により、呼吸用保護具によるばく露防止対策も強化されてきております。呼吸用保護具がしっかり装着できているか、密着性を短時間で正確に確認するためには短縮法による定量的フィットテストがおすすめです。ご依頼、ご相談お待ちしております。



インハウスセミナーも今回で23回目となりました。

今後も専門的な知見の提供や情報交換の場として、会員機関の皆様には足を運んでいただけるよう、内容充実に努めてまいります。来所をお待ちしております。



こんにちはと しています



当研究所職員の顔を覚えてもらえるよう、毎回違うスタッフが自分の業務を紹介していくコーナーです。



試験検査部 環境分析課
五十嵐 久美子 (入社17年目)

私は環境水、工場排水、産業廃棄物などの検査を担当しています。その検査項目の中で、赤潮など富栄養化

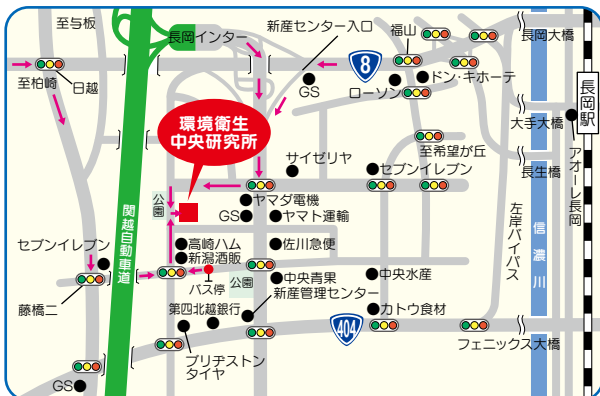
の原因となる窒素、リンの測定において新たに従来の方法に加え、昨年度から流れ分析装置を導入いたしました。これにより多くの検体を1日に分析することが可能となりました。これからもより迅速で正確な検査が行えるよう、努めて参りたいと思います。



環境部 環境企画課
篠原 輝 (入社6年目)

私は主に採水業務を行っています。採取する水の種類は、飲料水、工場排水、河川水、温泉水、プール水、地下水、農業用水など多岐に渡ります。お見積りの作成やお客様との日程調整を行った後、実際に現場に赴いてサンプリングを行います。お客様と直接接することが多いため、ご要望に迅速かつ正確に対応し、ご満足いただけるよう努めています。

明日の環境を考える



業務内容

- 食品衛生法に基づく食品検査
- 工場・事業所排水の水質検査
- 水道水・飲料水等の水質検査
- 廃棄物の分析
- ばい煙の測定
- その他各種情報の提供・調査研究等
- 衛生診断、相談、研修会等
- 公共用水域・地下水等の水質検査
- 浄化槽法定検査
- 作業環境測定
- 騒音・振動測定
- 物質同定・異物検査等の特殊分析
- 放射性物質の測定
- 土壌汚染対策法に基づく調査分析
- 温泉法に基づく温泉成分分析
- 簡易専用水道の管理の検査



一般社団法人 **新潟県環境衛生中央研究所**

本 所 〒940-2127 長岡市新産2丁目12番地7
 TEL 0258(46)7151 FAX 0258(46)9851
 新潟事務所 〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地2
 TEL/FAX 025(283)7773 フリーアクセス 0120-940-030
 Eメール: chuken@nehcl.or.jp URL: https://www.nehcl.or.jp/



編集ノート

7月、梅雨時期のはずですが気温40℃を超える所があり、ここ数年の気象状況は「例年通り」が当てはまらなくなっていきますね。梅雨明けの更なる猛暑に備え、くれぐれも体調にお気を付け下さい。

発行責任者 郷 周一 編集委員 富井京子、昆 喜知郎

